

第2条 熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の50」を削り、「100分の145」を「100分の170」に、「100分の155」を「100分の180」に、「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第18条の2第3項中「同項の表」を「同項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。
(給料の切替え等)
- 2 この条例の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の適用を受ける職員の例による。
(平成15年3月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 3 平成15年3月に支給する期末特別手当の額は、第1条の規定による改正後の熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第18条の2第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成15年3月1日（期末特別手当について改正後の条例第18条の2第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から平成15年1月1日（以下この号において「施行日」という。）の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料月額の変動により額が変動することとなる手当（期末特別手当を除く。次号において「手当」という。）の額の合計額
 - (2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額により算定した場合の給与の額の合計額
- 4 平成14年4月1日から基準日までの間において熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（以下この項において「条例」という。）の適用を受ける者（条例第5条の2の規定により給料月額が定められた職員である者を除く。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この項において「大学教育職員等」という。）であった者から引き続き新たに条例第5条の2の規定により給料月額が定められた職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに対する前項の規定の適用については、前項各号に掲げる額に、それぞれ大学教育職員等との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額を加えるものとする。
(平成15年6月に支給する期末特別手当に関する経過措置)
- 5 平成15年6月に支給する期末特別手当に関する第2条の規定による改正後の熊本県立大学教育職員の給与に関する条例第18条の2第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
(人事委員会規則への委任)
- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第64号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「16,000円」を「14,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改める。